

令和3年度「ありがとう!大山みんなで応援券」を 全大山町民に配布します

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、町内事業者の皆様を支援するために、対象店舗で使える商品券を発行します。

■配布する商品券（1人あたり）

- ・75歳以上の方のみの世帯（昭和22年3月31日以前生まれ）
「共通商品券」6,000円分（500円券×12枚）
- ・上記以外の世帯
「宿泊・お食事券」3,000円分
「共通商品券」3,000円分
（それぞれ500円券×6枚）



▲「共通商品券」(水色)

◀「宿泊・お食事券」(黄色)

■商品券の種類及び使途

- ・「宿泊・お食事券」
宿泊・飲食・テイクアウトへの支払い
- ・「共通商品券」
宿泊や飲食も含む、商品やサービスへの支払い

■配布対象者

基準日（令和3年8月16日）に大山町の住民基本台帳に記録されている方

■配布方法・配布予定日

- (1) 配布方法
「ゆうパック」で各世帯主宛てに、世帯人数分をお届け
- (2) 配布予定日
9月1日（水）から9月10日（金）の間に順次お届け予定
（※ご不在の場合は不在票が投函されるので、ご希望日時などを手配し、お受け取りください。）

■使用期間

令和3年9月1日（水）から令和4年1月31日（月）まで

※期間の終わりが近づくと券の使用が集中しますので、券が到着しましたらなるべく早めにお使いください。

宿泊やお食事、お買い物などに積極的に使っていただき、町民みんなで町内事業者の皆様を応援しましょう。

■商品券が使えるお店

事前に登録頂いた事業者（協賛事業者）
事業者情報は、役場ホームページに記載しています。また、8月6日（金）までに登録済の事業者一覧は、商品券に同封してお届けします。
※店舗募集は、11月30日（火）まで引き続き行います。登録を希望される事業者の方は企画課までお申し込みください。

■使用できない商品等

- ・公共料金または公租課税の支払い
（大山町ごみ袋の購入を含む）
- ・換金性の高い商品（商品券等）
- ・たばこ
- ・不動産取引
- ・出資や債務
- ・仕入等の事業用取引
- ・公的医療保険、公的介護保険の自己負担部分
- ・その他本事業の目的に照らして不適切なもの

☎ 企画課 ☎0859-54-5202